

○カジノ管理委員会規則第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）を実施するため、カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

令和八年三月二日

カジノ管理委員会委員長 佐藤 隆文

カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則

次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

- 一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項
- 二 特定複合観光施設区域整備法第七十七条第四項、第八十六条第三項（同法第九十五条及び第二百三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第九十八条第二

項、第九十九條第二項、第二百條第二項、第二百一條第二項、第二百二條第二項及び第二百三條第一項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名			写 真
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
カジノ管理委員会		印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には参照条文を記載することができる。
 - この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。